

「外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書」の概要

第1章 経緯

我が国では、OECD外国公務員贈賄防止条約を締結するに当たり、不正競争防止法を改正し、外国公務員贈賄罪を創設。その後も、外国公務員贈賄防止指針の改訂や法改正等を行い、OECDによる相互審査での勧告に適切に対応してきたところ。2019年には、フェーズ4審査を受け、対日審査報告書が公表、延べ17にわたる勧告がなされた。そこで、当該条約を巡る課題の議論や産業界に対する更なる啓蒙を目的として外国公務員贈賄防止に関する研究会を開き、外国公務員贈賄防止指針の改訂や不正競争防止法に係る勧告の論点について議論を実施。

第2章 外国公務員贈賄防止指針について

スモール・ファシリテーション・ペイメント (SFP) に関して、フェーズ4での勧告 (勧告5) を踏まえ、定義、企業への支払禁止の奨励に係る記載や不競法上での取り扱い等を追記。また、その他の勧告内容 (勧告4) を踏まえた修正や前回の改訂からの情報更新を実施。

第3章 罰則等について

フェーズ4での勧告を受け、法制面に関わる以下の三点について、検討を実施。

論点	現状	対日審査での指摘事項	本研究会における議論のまとめ
財産的制裁	<p>【外国公務員贈賄罪での罰金】</p> <p>自然人：500万円以下 (不競法21条2項7号)</p> <p>法人：3億円以下 (不競法22条1項3号)</p> <p>※2020年7月時点で、外国公務員贈賄罪の適用事件における最高罰金額は自然人：100万、法人：9,000万。</p> <p>【条約】</p> <p>刑罰の範囲は自国の公務員に対する贈賄に適用されるのと同等のものと規定 (3条1)。(※自国公務員に対する贈賄罪での罰金は250万円以下 (刑法198条))</p>	<p>勧告12(a)：外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。</p> <p>勧告15(a)：大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。</p>	<p>本研究会における議論のまとめ</p> <p>・自然人の法定刑：自国公務員に対する贈賄罪と比して現状の法定刑でも十分であること等から、直ちに法定刑の引き上げを行うことについては否定的な意見が大半。</p> <p>・法人の法定刑：中小企業者にとっては現行の法定刑の上限額でも十分な抑止力となっていること、入札資格のはく奪、レピュテーションリスクのインパクト等、実際の罰金額以外の要素も踏まえ、慎重に検討すべき。罰金スライド制※の導入についても、外国公務員贈賄罪に関し、罰金額の根拠とするに相応しい基準を見だし得るかについて慎重な検討が必要。 ※商取引額や不当利得の額等をベースとして、罰金額の上限を規定する制度</p>
公訴時効期間	<p>【公訴時効期間】</p> <p>法定刑を基準として決められており、その期間を経過することによって公訴時効が完成 (刑訴法250条)。</p> <p>【外国公務員贈賄罪の懲役刑】</p> <p>5年以下 (不競法21条2項7号)</p> <p>【自然人、法人の公訴時効期間】</p> <p>5年 (刑訴法250条2項5号、不競法22条3項) ※一定の事由により時効の進行が停止し、停止事由が消滅した後に残存期間が進行する制度がある (刑訴法254条、255条)。</p>	<p>勧告7(c)：外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入すること。</p>	<p>・刑事訴訟法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑の最も重い刑が基準となっているところ、公訴時効期間を延長することを目的とする懲役刑の上限の引き上げは適切でないとの意見が大半。</p> <p>・自然人に連動させて法人の時効を停止させるとなると、両罰規定を有するその他の法令に多大な影響があるため、不競法単体で結論を得ることは困難。</p>
外国人従業員の管轄権	<p>【管轄権】</p> <p>国内で贈賄行為を行った者 (刑法8条、1条)</p> <p>国外で贈賄行為を行った日本人 (不競法21条8項、刑法3条)</p> <p>従業員等が法人の業務に関して贈賄行為をした場合はその法人 (不競法22条1項3号)</p> <p>→ (海外で活動する) 外国人従業員が国外で贈賄行為を行った場合については、日本人や日本国内の者との共謀が認められれば、その法人も含め、管轄権を有する (処罰可能)。</p>	<p>勧告14(b)：海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。</p>	<p>・日本における外国公務員贈賄事案において、日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いところ、それらの者と共謀関係がない従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められないとの意見が大半。</p> <p>・外国公務員贈賄罪に保護主義又は世界主義を適用するとの考え方についても検討したが、これまでの保護主義・世界主義の考え方に照らし、直ちに、外国公務員贈賄罪に、これらの考え方を適用し場所的適用を拡充することは適切でない、との意見が大半。</p>

第4章 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて

中小企業への周知を促進するために、外国公務員贈賄防止指針とパンフレットの間の位置づけとなる「外国公務員贈賄防止指針のてびき」を作成した。